

IV 進路指導関係

第1条 進路に関する学校長推薦基準を原則として次のとおりとする。

- (1) 人物、性格が良好であること。
- (2) 全学年を通じ評価の総平均が3.0以上か当該学校、企業の推薦条件にかなうこと。
- (3) 出欠状況が良好であること。良好であるとは、原則として次の基準を満たすこと。
無届欠席・・・ 6回以内（3ヶ年を通して）
無届欠課・・・ 10時間以内（3ヶ年を通して）
遅刻・・・ 15回以内（3ヶ年を通して）
但し、学年進行にともなって著しく良くなった者については、推薦委員会にかけることができる。
尚、出席状況については当該学校の条件も満たさなければならない。
- (4) 1、2年で単位保留科目及び3年での単位保留懸念科目がないこと。ただし、単位取得に向け前向きに取り組みその後の経過が著しく良好な者については検討する場合もある。
- (5) 懲戒指導を受けていない者。ただし、1、2年で懲戒を受けた者でその後の経過が著しく良好な者については検討する場合もある。
(学校・企業等への推薦)

第2条 学校長推薦は次の手順を踏まえるものとする。

- (1) 進学に関すること
 - ①推薦入学を希望する生徒は、校内推薦委員会で検討した生徒にかぎり推薦する。
 - ②推薦委員会は、審議事項が発生したら速やかにひらく。
 - ③推薦委員会提出資料
大学等推薦願い及び誓約書（本校推薦用紙：進路室）・・・生徒・保護者等
大学等推薦委員会資料（指定用紙：進路室）・・・・・・・・・・学級担任
(提出書類は出願校の受付初日の3週間前までに進学係りに提出)
- (2) 就職に関すること
 - ①高卒求人に応募する場合は、学校長推薦に限る。
※1 自己就職・一般求人に応募する場合はその限りではない。
 - ②指定求人に応募者を決める必要がある場合は進路指導部と関係職員で校内選考を行う。
(指定求人に関する校内選考基準は進路指導部で別に定めるものとする)
- (3) 留意事項
 - ① 同一校への推薦で順位を決める必要のある場合は推薦委員会がそれを行う。
(順位の基準は、推薦委員会が別に定めるものとする)
 - ② 推薦は同一人につき一校とする。但し、併願可能校についてはその限りでない。
※ 総合型選抜・学校推薦型選抜（指定校）は同時に重複して出願することはできない。
 - ③ 就職希望者は県内外の企業を問わず同一人につき一企業ずつの応募とする。原則、併願はできないこととする。
 - ④ 3学年の成績は出願時において最新の評価を対象とする。
 - ⑤ 大学校は大学等に含める。
 - ⑥ 各種専門学校・専修学校への推薦入学を希望する者については、本基準は適用しないものとし、進学係と学級担任で前項の基準を参考に適切な処理をするものとする。
 - ⑦ 原則として、推薦合格が決まった者は必ず入学しなければならない。合格後の入学取り消しは認めない。
 - ⑧ 大学等に出願後または企業等に応募後（3/31まで）懲戒指導を受けたものまたは、出席・成績状況が著しく悪化したものは職員会議の審議を経て、学校長推薦（合格内定後も含む）が取り消される場合もある。
 - ⑨ 懲戒指導とは生徒指導関係の内規に準ずるものとする。

(奨学制度)

第3条 高等学校に在学する生徒は、家庭の事情その他により学資の支弁が困難な場合には、国や県やその他の団体が設ける奨学制度を利用することができる。その制度は規定があり、採用基準により選考のうえ採用される。（採用基準等は各団体の資料参照）

附 則

この規程は平成15年5月7日改正

平成18年3月6日一部改正

平成19年3月20日一部改正

平成29年1月25日一部改正

平成29年10月24日一部改正

令和2年3月9日一部改正

令和4年3月28日一部改正